

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置 、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747

王流
球政
府革

メモ
 アメリカ局長
 参事官
 北米才一課長
 第 116 号
 昭和 45 年 8 月 12 日
 外務大臣 殿
 在準備委代表事務所
 高瀬 代表
 (件名)
 「復帰対策大綱」の送付
 引用公・電信
 日付・番号
 琉球政府は、去る 8 月 6 日の定期局長会議
 に於て復帰施策の基本方針を定め、「復帰対
 策大綱」を審議、決定(たとひ)、右資料
 付封添付 付封空便(行) 付封空便(DP) 付封船便(貨) 付封船便(郵)
 本信送付先:
 本信写送付先:
 配付先:
 GA-3-1
 1926 在外公館

4 部別流送付申上ける。
 (すな、琉球政府における、本件資料は近
 く同政府東京事務所を通じて内閣府へ
 配布される予定である。)

GA-4 外務省

復帰対策大綱

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖縄の施政権が返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、現在日米琉三政府間で、復帰準備のための諸般の措置を講ずるために緊密な連絡協議を行なつてゐるところである。

琉球政府は、この度の復帰決定を、沖縄の歴史を画する一大転機にあるものとしてこれを受け止め、県民の民意を尊重するとともに、沖縄の新しい地位と運命を開拓する起点とすべきものと考える。

この認識のうえに立脚して、将来に悔を残さない復帰対策を樹立して、復帰を円滑に実現し、二十数年にわたつて生じた本土との格差を速やかに是正して、平和で豊かな沖縄県の建設を期することを基本方針として、次の復帰対策を推進するものとする。

一 復帰準備施策の概要

復帰に備えて日米琉三政府の連絡協議のもとに講ずべき諸般の措置即ち、復帰準備施策について、その主要な事項をあげると次のものがある。

(一) 日琉両政府間の連絡協議により措置すべき事項

1 沖縄県に設置される県政機関と、その運営の仕方
(例示)

- (1) 各種法令の準備措置
- (2) 組織機構（議決機関、執行機関等）定員等の準備措置
- (3) 行政事務の遂行に必要な財産等に関する準備措置

沖縄県に設置される国の機関及び関係機関とその在り方

- (1) 県に通常置かれる機関
- (2) 沖縄県に特に設置することを必要とする機関

3 公務員等の取扱い及び身分引継ぎ、事務、資産等の引継ぎ、その他

公社・公庫等の統合、系列化等の準備

(例示)

- (1) 給与、任用等の身分保障
(2) 政府、市町村、公社・公団等の対応組織別の事務引継ぎ、系列化等

4

本土法の適用に伴う措置の準備

(例示)

- (1) 即時適用
(2) 経過措置
(3) 暫定措置
(4) 特例措置
(5) 特殊立法

5

許認可及び資格免許等の措置

(例示)

- (1) 琉球政府が行なつた各種許認可及び免許資格等に対する経過措

6

✓
置、特例措置、暫定措置
(1) 長期経済計画の策定と推進
(2) 社会保障制度の整備強化
(3) 教育の充実向上と文化の振興
(4) 復帰記念事業の推進

(例示)

7

格差是正と開発のための生活基盤、産業基盤の強化措置
(1) 長期経済計画の策定と推進
(2) 社会保障制度の整備強化
(3) 教育の充実向上と文化の振興
(4) 復帰記念事業の推進

(例示)

8

沖縄住民の対外的請求権の取扱い
(1) 復元補償
(2) つぶれ地補償
(3) 軍人軍属による損害補償
(4) 漁業補償

企業労働等の対応策

- (例示)
- (1) 既存特殊企業に関する対策
 - (2) 基地依存産業からの転換対策
 - (3) 特定産業の本土基準適用関係
 - (4) 間接雇用制への移行

9 土地問題の解決

- (例示)
- (1) 軍用地契約移行準備
 - (2) 所有者不明土地に対する措置
 - (3) 非細分土地に対する措置
 - (4) 土地調査及び所有権の確定

10 市町村行財政の確立、強化

- (例示)
- (1) 市町村合併の計画的、合理的な施設の推進

- (例示)
- (1) 日本政府（琉政を含む）と米国政府の交渉により措置すべき事項
 - (1) 平和条約第三条による米国の権利、利益の放棄
 - (2) 米国政府及び軍人軍属等に対する請求権の存続
 - (3) 米国資産の処理、引継ぎ、用地、施設の使用の引渡し
 - (三公社等の沖縄県への無償譲渡)
 - (4) 国県有財産の引継ぎ
 - (5) 行政行為の効力
 - (6) 地位協定適用に関する事項
 - (2) 職員の質の向上と行財政基盤の整備強化
 - (3) 制度移行に伴う諸損害の対策
 - (4) 地位協定適用準備

- (1) 基地の統廃合
- (2) 米国の権利関係
- (3) 住民の権利関係
- (4) 軍公害対策

3. 返還時までに米政府の協力を必要とする準備措置

(例示)

- (1) 布令、布告等の廃止、修正
- (2) 米政府の行政措置の廃止、修正
- (3) 本土政府に対する琉球政府の国政相当事務の段階的移行措置
- (4) 米国民政府事務の国・県(琉政)への移行措置
- (5) 間接雇用への移行
- (6) 通貨切換
- (7) 米国援助

以上が準備措置の主な事項であるが、その作業を推進するにあたつ

ては、次の点に留意するものとする。

- (1) 準備措置事項を、復帰までの間に処理すべき施策、復帰に際し
 処理すべき施策、復帰後において講ずべき施策に区分整理し、そ
 れらの施策の進展の状況を常に把握すること。
- (2) 復帰前に本土の制度に準じて整備しておくべき必要な行政、
 財政、産業、経済、教育、社会保障等の諸制度及び公共施設等に
 ついてはできる限りの所要の措置を講ずること。
- (3) 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の特殊性を考慮して
 暫定、特例措置等を講ずること。
- (4) 沖縄の復帰に際し、その経済、社会の開発発展をはかるための
 施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。
- (5) 本土政府との人事交流の措置を講ずること。

一 復帰準備のすすめ方とその体制

(一) 復帰準備施策の策定及び推進

- 1 復帰準備施策は、局長会議の議を経て決定する。
- 2 復帰準備施策の策定、これに関する関係各局の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する各局の事務の総合調整は復帰対策室（参事官室）で主管する。

(二) 復帰準備委員会に関する事項

復帰に関する日米両国政府の基本的施策調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する日米協議は準備委員会で行なわれ、琉球政府行政主席は顧問として同委員会に参加することになる。

復帰準備委員会における協議調整事項については、復帰対策室がこれを主管するものとする。

一 経済、社会の開発、発展をはかるための措置

本県は、過去二十五年の長期にわたる本土との断絶によつて社会資本をはじめあらゆる面で、本土との格差を生じており、これを是正し、かつ豊かな沖縄県を建設するには、国の責任と義務において、この開発が促進されるべきである。

この目標の達成には、これまでの基地依存の経済から自主的平和経済への移行を図り、長期的な視野に立つた経済、社会の開発発展を図るために総合計画を策定し、計画的、効率的にこれを推進することが必要である。

このためには

- 1 平和産業の育成振興を期するとともに、その特殊性を生かした長期経済開発計画の策定、推進と財政の確立を図る。
- 2 この基本的な計画に基づき資源の開発を行ない産業基盤、生活基盤の整備等、社会資本の拡充整備を図る。

- 3 また、新規産業の開発、既存産業の育成振興、社会福祉の充実、教育文化の振興等を図ることとする。
- 4 さらに、これらの諸施策を推進するため、経済、社会開発のための特別措置法を制定する。

昭和45年(1970年)10月4日 日曜日 12版 (2)

教育委員任命制 琉球政府が了承

の懸念する所のなかの一つの項目として上げられるにちなんだあるが、これによると監視権限は、復讐後本土の任職者がそのまま適用されると記載されている。①正式の任命権限が終了後、三ヶ月程度監視権限が代継続される。公選されて任期がかかるの旧慣習の責任を認めて、二点目本土政府を要請することにしている。「本土法適用の際の運営権限」の中では、たとえば「メモリの籠上」で防ぐため沖縄で食糧供給という発言もあつた。先ず、沖縄の監視に対して、本土政府の認知度は薄く、さもなくとも、琉球中で監視権限が公認する形で、公認権限が一貫して「安保保護権限」と並んで扱われる。が若わたるに、本土政府専門の間で、監視の場で政治を操作する権限をもつて、監視権限の久留の裏側の「政治的監視の久留の裏側」などといふ発言もある。先ず、沖縄

じこじこ「敵の公使館
が船の原とないもの、何
時ど仕事問題切替のものが
ある」などだ。

同様の形をもつてゐる。

の教委制が
曾えられた

公私制など、冲縄

任制に改めた。本

政治切口
を示し
に進め
革新諸
府が正

式に本土政令で定められたことから、いわゆる「市町村制」になくなつた。

府に子承の
阻止運動は
たのは事実
は最近、著

の意思
は非常
だ。
新政

本土法適用認める

やまとての年號

区域政府が
任命制移
換を阻むた
めに、本
要請が出
きた。

本州政府から
るとしても
いう方

て、七二
任命制移
へ、最大限
針をとつ

富儀ペー

久で進んで

教公制問題
油を注ぐべ
る、と

卷之三

本土法適用の準備措置

琉球政府 まとめる

県益確保を重視

閣秘法など特別扱い望す

〔那覇支局一日〕琉球政府は三日「本邦政府に於ける通商措置」を認めた。これに準じて、勘定令のうち、無条件で沖縄に適用される法律、日本安保条約等の件を除く、約百件について、布告し、立法と比較し、「即時適用」「可能の範囲内に於ける」と定期的特別な「暫定措置」が必要なもの③一定期間にわたり、特例措置¹が必要なもの④現段階では「保留」――の五つに分類、その理由からかにして、閣僚令と調整しながらまとめたが、近く正式に本政府に提出し、本土の各種法律審議会に沖縄の意見を

教育委員は

「特例」なる措置をとるた
て検討したという
本土法適用に当たって大きな問
題になりそうなものには臨地法、
法律、協定は
まれている。
点で適用する

は一括した「暫定措置法」「特措置法」の規定が必要。琉球政食管法、外資法、外債法、地方自治法、一般選挙法等のほか、改憲運動の主な項目

はの運営のとての國の精神を確保する②沖縄県の県益を重視する③各準備措置に貫したスジ

とおす——などの原則に基づいて、に基づく日米地位協定

おもな準備措置

指置は次のとおり。（カツコ内名、基礎數値に読み替現行の沖縄での法令）

〔地主ノ種民法〕既定・既往な止、〔特例・既往法〕にて同分限についての結論は保留。生かす。

車は當得根を認める特例措置を認め、休暇の積立て日数もさらに困難補助を増額する

地方自治法Ⅱ(市町村自治)を求める
一品氏、二五七〇年六月三日付、アーヴィング、ハーバード
大蔵省に提出されたもの

現在、一七二町木本十法の市町の要件、人口、文化施設などを備えていないため復帰ま

税率を調整するが、間に合わない場合は現行どおりに認める暫定税率を求める。

（地方税法）（市町村税法）即 徒 開拓する
適用して県民税を倒設。同時に、▽たゞ専売法 II。（現存の製造会社）

.....

讀賣新聞 (10/4 付)

10月4日付

琉球政府、本土法の適用準備

沖縄にも県民税を
本土法適用の経過措置 食管法へ例外規定

10月4日付 サンケイ新聞

段階的仁“本土法”

沖縄、復帰準備に試案

【那禪三二四】横山介勇特派員　琉球政府は上年の本土復帰に備え、沖縄の防護権を本土送りのよう形で一本化していかねばならぬと、この通り、「本土送の適用にかかる通商指監」議案を定め、日本政府沖縄事務局に手渡した。

二十五年間米政策の布
れはない。ない日本國政府が、この法律
法、これが日本の法律として
確立後から日本の法律として
近畿一帶税金特別賦課したため
安堵措置。いつまで日本国民生活不
安と申すに忍れないので、少しず
つ本土並みにならでて、階層
的・本土法適用を切り離してい
る例だ。

法、外債等、物資送達したが、結果的に消耗農業機械を本土並みに導入するには、本土との比較して穀倉の風土・耕作の歴史・土壤の性質等の相違が大きい。そこで、先端技術の導入は、必ずしも生産性向上につながるとは限らない。したがって、生産性向上のためには、生産者自身の技術力の向上が最も重要である。

かならないのである。なぜ、作成の仕事はいっていふのは、いわゆる監視官にしては復帰するに即ち本法の適用措置を即ち、公的企業の保護措置であるが、その政策は、公的企業の保護政策に入れるべきだ。なぜなら、公的企業の保護政策は、公的企業の保護政策に入れるべきだ。

（◎医療の）中間層にむけている（いよいよ）非常に「虫の心」。この点は地方自治法では現実的でないが、消費生活の不安定化による緊急事態の中には、法的必要性に大してこじらざるを得ない。

教育委員も任命制

文部省と対立さける
の沖縄復帰

（中略）
「本邦の教育は、必ずしも、中央教育委員會の監督下に於けるものであつて、國民の教育は、必ずしも、國民の教育である。」
（中略）
「國民の教育は、必ずしも、國民の教育である。」

試験を手始めに各部会による文相の方が務めたものであるが、
と、「案内状の問題が起つて、この度は新規教科書の採用に
ると思ふ原案を作成し、文教局の
幹部に再三説明の上、よう申入し、
会など第新規の強い反対が予想
されるので、沖縄教員の不

「遅い」といはゆる十月十日、れたが、そのお出でなんどござり返されでござる。